

第6章

競争、政府調達、貿易円滑化

<競争>

(1) ルールの背景

我が国の FTA/EPA の競争関連規定は、(a) 反競争的行為を規制することにより貿易・投資自由化の効果を最大化すること、及び(b) 反競争的行為取り締まりの必要性について EPA 締結相手国における共通認識と協力枠組みを確立することを目的としている。下記に見るとおり、前者の目的が WTO における議論と問題意識を同じくしている一方、後者については、むしろ二国間協力・共助協定同様、FTA/EPA 締結相手国との連携・協力を主眼としているといえよう。以下では、ルールの背景として、(1) WTO における「貿易と競争政策」及び(2) 二国間協力・共助協定についてそれぞれ概観する。

① WTO における「貿易と競争政策」

WTO では 1996 年のシンガポール閣僚宣言に基づき、シンガポール・イシューとして「貿易と投資」、「政府調達の透明性」、「貿易円滑化」と併せて「貿易と競争政策」について調査・検討が行われてきた。WTO における競争政策に関する検討は、関税引き下げにより得られた貿易自由化の効果が「国際的な反競争的行為」により歪曲される可能性があるという問題意識に基づく。例えば、モノの移動の自由化（域内関税撤廃）と並行して統一競争政策導入を進めた

EU の考え方と共通する問題意識である。なお、WTO における「貿易と競争政策」に関する議論はカンクン閣僚会合後に凍結されている。

② 二国間協力・共助協定

他方、1990 年代から主として先進国の競争執行当局間で締結されてきた二国間協力・共助協定は、①消極的礼讓（法適用を差し控える可能性も含め相手国の利益を配慮して自国の独禁法を適用すること）、②積極的礼讓（自国に影響が及ぶ反競争行為が他国で行われた場合に、相手国執行当局に対して法執行を要請すること）、③協議・通報、④情報交換・執行協力を内容とする。これは、二国間協力・共助協定が、貿易歪曲効果の是正ではなく、むしろ(1)独禁法の域外適用による主権衝突の解決、及び(2)同一事実・事件への国ごとの法適用によって発生する矛盾の回避等を目的としていることによる。なお我が国は、米国(1999年)、EU(2003年)、カナダ(2005年)の三か国の競争執行当局と同種の協定を締結しており、実際、塩化ビニール強化剤カルテル(2003年)や TFT 液晶カルテル(2006年)等、国際的な情報交換をベースとして同時に調査開始が行われる事案も増加している。なお、このような問題意識に基づいた議論は二国間での枠組みに加えて、OECD、

UNCTAD、APEC、そして最近では2001年に各国執行当局を中心として設置された国際競争ネットワーク（ICN：International Competition Network）等の多国間枠組みにおいても継続されている。

（2）法的規律の概要

① FTA/EPAにおける競争政策関連規定

上述のとおり、我が国におけるFTA/EPAの競争関連規定は、貿易自由化を目的とするFTA/EPAの一部分を構成することもありWTOにおける議論と問題意識を共有する一方、二国間協力・共助協定同様、FTA/EPA締結相手国との連携・協力も併せて重視している点が特徴といえよう。本節では、WTOにおける議論及び二国間協力・共助協定それぞれの目的・趣旨の違いを念頭に置きつつ、これまでに我が国が締結したFTA/EPAの競争政策関連規定を概観する。

なお後述のとおり、FTA/EPAや地域協定の競争関連規定は、(a) NAFTAのように条約・協定自体で実体的規制規定（共通競争法）を持たず、域内での競争問題解決のために実体規定についてどのように扱うかを定めるタイプと、(b) EUのように条約・協定自体に加盟国法から独立した禁止・規制の共通競争法＝実体規定を持つタイプに分類される。概観にあたっては我が国が締結したFTA/EPAの競争政策関連規定は前者に属することを踏まえ、シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアそれぞれと我が国が締結した経済連携協定を、目的規定関連部分、実体規定関連部分、手続規定関連部分の3つの観点で分析する。

② 日シンガポール EPA

（a）目的規定関連部分

日シンガポール EPA では、第一章「総則」第一条「目的」（x）項において、協定の目的として「反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること」と規定している。

（b）実体規定関連部分

実体規定関連部分は、競争章で規定されている。すなわち、第12章「競争」第103条「反競争的行為」第1項において「各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに両締約国間の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」と規定する。あくまでも、反競争的行為が行われた国の当局が、自国法に基づいて執行するという枠組みがとれている。なお、同2項では、協定締結時にシンガポールに国内競争法が存在しなかったこともあり、「各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するため法令を見直し及び改正し又は制定するよう努める」との規定も設けられている。

（c）手続規定関連部分

手続規定関連部分については、第12章第104条第1項において「両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する」との規定が置かれ、実体規定関連部分同様、締約国執行当局が自国法に基づいて執行する枠組みが採られている。また同2項では「協力の分野、細目及び手続は、実施取極で定める」とされ、実施取極では①「通報」（実施取極第5章第17条）、②「情報交換」（同第18条）、③「技術支援」（同第19条）、④「情報提

供における条件」(同第20条)、⑤「刑事手続における情報の使用」(同第21条)、⑥「適用範囲」(同第22条)、⑦「見直し及び協力の拡大」(同第23条)、⑧「協議」(同第24条)、⑨「連絡」(同第25条)について定めている。

なお、協定締結時にシンガポールが国内競争法を有しなかったこともあり、「通報」及び「情報交換」の「適用範囲」は「電気通信、ガス及び電気の分野」に限定されている(実施取極第22条)。これは相手国の競争法制の多様性に応じ、協力の範囲を柔軟に設けるという「柔軟性」のアプローチに基づく結果であると考えられる。また日シンガポールEPAでは「(a)執行活動の調整、(b)積極礼讓、(c)消極礼讓」といった、先進国間の二国間協力・共助協定と同じ内容が、将来の「見直し」の対象としてではあるものの、盛り込まれている点も注目される。なお、競争章を協定本体の紛争解決手続の適用対象外とする(第105条)枠組みは、他国との経済連携協定と同一である。

③日メキシコEPA

(a) 目的規定関連部分

日メキシコEPAにおいても、第一章「目的」第一条「目的」(d)において、同協定の目的として「各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること」と定められている。他の経済連携協定との比較では、協定締結時にメキシコにすでに執行当局が存在したことを踏まえ、「協力」に加え、「調整」が目的として明記されていることが注目される。

(b) 実体規定関連部分

日シンガポールEPA同様、日メキシコEPAにおいても競争章が設けられている。同章では実体規定関連部分として、「各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資

の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」と定めており、日シンガポールEPA同様、締約国執行当局が自国法に基づいて執行するという枠組みが採られている。但し、協定締結時にメキシコに執行当局が存在していたこともあり、反競争的行為を規制するための「法令見直し・改正・制定」に関する規定は存在しない。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、日シンガポールEPAと類似する規定が散見される。第132条第1項において「両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、反競争的行為の規制の分野において協力する」と定めるとともに、同2項において「この条の規定に基づく協力の詳細及び手続は、実施取極で定める」とする構成は日シンガポールEPAと同じである。また、他の協定同様、競争章は協定本体の紛争解決手続の適用対象外である(第135条)。他方、日シンガポールEPAとは異なり、上記規定に続いて「無差別待遇」(第133条)及び「手続の公正な実施」(第134条)が明記されている。

なお、実施取極においては、①「通報」(実施取極第2条)、②「執行活動における協力」(同第3条)、③「執行活動の調整」(同第4条)、④「一方の締約国の領域における反競争的行為であって他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力」(同第5条)、⑤「執行活動に関する紛争の回避」(同第6条)、⑥「技術協力」(同第7条)、⑦「透明性」(同第8条)、⑧「協議」(同第9条)、⑨「情報の秘密性」(同第10条)、⑩「連絡」(同第11条)に関する規定が置かれている。特に、日本・メキシコ両国共に協定締結時に競争法及び執行当局が存在したことを反映し、先進国執行機関間の二国

間協力・共助協定の「消極的礼讓」や「積極的礼讓」等と同旨の規定が設けられている。

④日マレーシアEPA

(a) 目的規定関連部分

日マレーシアEPAの競争関連規定も、上記二つの協定と同様、目的規定関連部分、実体規定関連部分、手続規定関連部分という構成がとられている。まず目的規定関連部分であるが、第1章「総則」第1条「目的」(e)において、「反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること」を協定の目的の1つとして掲げている。これは日シンガポールEPAの目的規定関連部分と同一の文言である。

(b) 実体規定関連部分

実体規定関連部分としては、第10章「反競争的行為の規制」第131条に、「各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに両締約国間の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」(第1項)、そして「各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するため法令を見直し及び改正し又は制定するよう努める」(第2項)と、日シンガポールEPAと同じ規定を設けている。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、日マレーシアEPAは日シンガポールEPAと同じ規定となっており、「両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する」(第132条第1項)、また「協力の分野、細目及び手続については、実施取極で定める」(同第2項)と規定されている。競争章を協定本体の

紛争解決手続の適用対象外とする構成(第133条)も、日シンガポールEPA(及び日メキシコEPA)と同じである。

なお「協力の分野、細目及び手続」について定める実施取極においては、①「透明性」(第12条)、②「技術協力」(第13条)、④「討議」(第14条)について規定が置かれている。他方、日メキシコEPAに置かれていた「情報交換」、「通報」、「礼讓」といった先進国の二国間協力・共助協定の根幹をなす項目が含まれておらず、競争法制定後に競争章に基づく協力内容を「見直す」旨の規定(第15条)を置くに留められている。

⑤日フィリピンEPA

(a) 目的規定関連部分

日フィリピンEPAにおける競争政策関連規定も、上記三協定同様、目的規定関連部分、実体規定関連部分、手続規定関連部分に分類される。まず目的規定関連部分であるが、第1章「総則」第1条「目的」(f)に、「反競争的行為に対する取組によって競争を促進し、及び競争の分野において協力すること」との規定が置かれている。日シンガポールEPA及び日マレーシアEPAと比較すると、「反競争行為に対する効果的な規制を奨励」という文言に代えて、「反競争的行為に対する取組によって競争を促進」という規定になっている。なお、日メキシコEPAで規定された「競争法の効果的な執行のための…調整」について言及されていないのは、日シンガポールEPA及び日マレーシアEPAと同じである。

(b) 実体規定関連部分

実体規定関連部分については、競争について定めた第12章第135条第1項前段において、「各締約国は、両締約国間の貿易及び投資の流

れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の関係法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる」と規定する。同規定の内容は、日シンガポールEPA及び日マレーシアEPAとほぼ同一である。また「法令の見直し及び改正を行い、又は法令を制定する」（同第2項）との規定も、協定締結時に執行当局が存在しなかった上記二協定と同じである。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、日シンガポールEPAと日マレーシアEPAと基本的に同じ内容となっている。すなわち第136条第1項は、「自国の法令に従い、かつ自己の利用可能な資源の範囲内」で協力すると規定し、締約国執行当局が自国法に基づいて執行するという枠組みが取られている。また協力の詳細については「実施取極」で規定するとし（同第2項）、競争章の規定を協定本体の紛争解決手続の対象外とする点（第137条）も、上記二協定と同じである。

一方、上記二協定と異なる点としては、第135条第1項後段で「このような措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従ってとられなければならない」と定められている点があげられる。また「実施取極」も、日マレーシアEPA同様、限定的な内容に留まっている。すなわち①「技術協力」（第13条）、②「透明性」（第14条）、③「討議」（第15条）について定めるのみであり、競争法制定後に競争章に基づく協力内容を「見直す」との規定（第16条）のみが置かれている。

⑥日チリEPA

(a) 目的規定関連部分

日チリEPAの競争関連規定は、目的規定、

実体規定、手続規定ともに、日メキシコEPAに沿った内容となっている。まず目的規定については、日チリEPA第1章「総則」第2条「目的」（f）は、他の協定同様、「各締約国における競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること」と規定している。このようにメキシコ同様、チリにはすでに競争当局が存在するため、「協力」に加えて協定の目的として「調整」が明記されている。

(b) 実体規定関連部分

日チリEPAでは第14章が「競争」章となっている。特に実体規定に関しては、第166条に、以下の規定が置かれている。「各締約国は、自国の法令に従い、かつ、この章の規定に適合する方法により、貿易及び投資の自由化により利益が反競争的行為により減損され、又は無効にされることを回避するため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」。左記規定の内容自体は、他のEPAの実体規定とほぼ同旨である。なおメキシコ同様、競争当局がすでに存在するチリとのEPAには、「法令見直し・改正・制定」に関する規定は置かれていない。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、日チリEPAは日メキシコEPA同様、「協力」（第167条）、「無差別待遇」（第168条）、「手続の公正な実施」（第169条）、「透明性」（第170条）、「紛争解決手続の不適用」（第171条）に関する規定が置かれている。なお上述のとおり、「礼讓（調整）」については「目的」として総則部分に規定されているにもかかわらず、手続規定に明示的な規定は置かれていない。また日メキシコEPAを含む他のEPAとは異なり、日チリEPAには「競争」に関する「実施取極」は置かれていない。

⑦日タイ EPA

(a) 目的規定関連部分

目的規定については、日タイ EPA 第 1 章「総則」第 1 条「目的」(h)が「公正かつ自由な競争を反競争的行為の禁止によって促進し、及び公正かつ自由な競争の分野において協力すること」と規定している。他の EPA の目的規定と規定振りは異なるものの、規定内容自体はほぼ同旨となっている。

(b) 実体規定関連部分

日タイ EPA では第 12 章が「競争」章となっている。特に実体規定に関しては、第 147 条に、以下の規定が置かれている。「各締約国は、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、それぞれ自国の法令に従い、自国において反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進する」。左記規定は、他の EPA の実体規定とほぼ同じ規定振りとなっている。なお、日メキシコ EPA 及び日チリ EPA 同様、タイには競争当局がすでに存在することから、「法令見直し・改正・制定」に関する規定は置かれていない。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、競争当局がすでに存在するメキシコ及びチリ同様、日タイ EPA には「協力」(第 148 条)、「無差別待遇」(第 149 条)、「手続の公正な実施」(第 150 条)、「紛争解決手続の不適用」(第 151 条)に関する規定が置かれている。また「協力」に関しては、他の EPA 同様 (但し日チリ EPA を除く)、実施取極に詳細規定が置かれ、①「通報」(実施取極第 4 章第 12 条)、②「情報交換及び調整」(同第 13 条)、③「透明性」(同第 14 条)、④「技術協力」(同第 15 条)、⑤「協議」(同第 16 条)、⑥「見直し」(同第 17 条)、⑦「秘密情報

の取り扱い」(同第 18 条)、⑧「刑事手続における情報の使用」(同第 19 条)、⑨「連絡」(同第 20 条)について定めている。

なお「礼譲」については、「消極的礼譲」及び「積極的礼譲」の双方に関して明示的な規定を置いた日メキシコ EPA とは異なり、日タイ EPA では「両締約国政府の競争当局は、適当な場合には、相互に関連する事案に関し、それぞれの執行活動を調整することについて検討する」(同第 13 条)と、総則的な規定を置くに留めている。

⑧日ブルネイ EPA

日ブルネイ EPA には、競争関連章及び規定は置かれていない。

⑨日インドネシア EPA

(a) 目的規定関連部分

日インドネシア EPA は目的規定として、第 1 章「総則」第 1 条「目的」(e)に、「反競争的行為に対する取組によって競争を促進し、及び競争の促進に関して協力すること」と規定している。日メキシコ EPA 及び日チリ EPA のように「調整」に関する言及がない点を除くと、他の EPA の目的規定と内容自体はほぼ同旨となっている。

(b) 実体規定関連部分

日インドネシア EPA では第 11 章が「競争」章となっている。特に実体規定に関しては、第 126 条に、「各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する」と規定され、他の EPA の関連規定とほぼ同旨となっている。なお、インドネシアにも競争法及び同当局がすでに存在していることを受け、「法令見直し・改正・制定」に関する規定は置かれていない。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、競争当局がすでに存在する国とのEPA同様、「協力」（第127条）、「無差別待遇」（第128条）、「手続の公正な実施」（第129条）に関する規定が置かれている^(注)。また「協力」に関しては、（日チリEPAを除く）他のEPA同様、実施取極に詳細規定が置かれ、①「通報」（実施取極第5章第12条）、②「情報交換」（同第13条）、③「執行活動の調整」（同第14条）、④「技術協力」（同第15条）、⑤「透明性」（同第16条）、⑥「協議」（同第17条）、⑦「見直し」（同第18条）、⑧「情報の秘密性」（同第19条）、⑨「連絡」（同第20条）について定めている。

なお「礼讓」（執行活動の調整）については、日タイEPA同様、総則的な規定振りに留まっており（同第14条）、「消極的礼讓」及び「積極的礼讓」の双方に関して明示的な規定は置かれていない。

（注）「紛争解決手続の不適用」に関しては、第14条（紛争解決手続）において、第11章（競争）を紛争解決手続の適用対象外とする（第138条）旨、明記されている。

(3) 小括

「競争」に関する項目の締めくくりとして、最後に我が国経済連携協定における競争規定を他国の地域統合協定と比較する。地域統合における競争政策条項は、NAFTAタイプとEUタイプとに大別することができる。NAFTAタイプは、実体規定関連部分については「反競争行為規則の一般義務を規定」する一方、手続規定関連部分では「加盟国競争当局間での協議・協力」を中心とすることが特徴である。これに対してEUタイプの実体規定関連部分は「特定類型の規則についての加盟国間調整」を求める上、手続規定関連部分においても「中央執行機関及

びそれに似た組織を持ち、その機関による法執行に重点」を置いている。

我が国のEPAにおける競争政策条項は、NAFTAタイプの規定とすることができる。まず実体規定関連部分については、自国の関係法令に従い、EPA締約国執行当局が適当と認める措置をとるという枠組みが堅持されており、あくまでも反競争行為に対する一般義務を規定するに留まっている。また手続規定関連部分についても、競争章の規定自体を協定全体の紛争解決手続の適用対象から外す旨の規定が置かれていることから明らかなように、EUタイプが想定する中央執行機関による法執行とは一線を画している。

なおNAFTAタイプの地域協定と比較すると、日マレーシアEPA、日フィリピンEPAにおける競争規定は、「情報交換」、「通報」、「礼讓」といった「執行当局間での協議・協力」の根幹をなす項目が含まれていない点が注目される。これは、マレーシア、フィリピン両国に競争法及び執行当局が存在しなかったことが主要な原因である。また、日チリEPAには「礼讓」に係る規定がそもそも置かれておらず、日タイEPA及び日インドネシアEPAの「礼讓」に係る規定も、総則的な規定に留まっている。このように「執行当局間での協議・協力」の範囲を制限した競争政策条項は、「競争法及び競争当局を持たない諸国との協力可能性の例を示した」といえる。一方、我が国が競争政策を締結している東アジア諸国においても、各国国内市場における反競争的行為が顕在化するとともに、我が国企業を対象とした執行当局の法執行も散見されはじめており、いかに「執行当局間での協議・協力」の実効性を担保し、公平な競争環境を整備していくかが、今後の課題ある。

＜政府調達＞

（1）ルールの背景

GDPの10%から15%を占めるともいわれる政府調達について、自由なモノ・サービスの貿易の観点から一定の規律を課す意義は大きく、WTO協定は既に複数国間協定（プルリラテラル協定）としてWTO政府調達協定（GPA）を設けている（詳しくは、第Ⅱ部第13章参照）。

しかし、GPAの参加国は先進国を中心としたわずか13か国・地域に留まっていることから、FTA/EPAにおいて政府調達について規律を設けることは、相手方締約国がGPAの締約国でない場合に特に意義があるほか、相手方がGPAの締約国である場合でも、対象基準額の引き下げや対象機関の拡大等によって規律を強化できる等の意義がある。

GATTやGATSとは異なり、GPAには地域貿易協定に関する規定がない。GPAの最恵国待遇条項（第3条1(b)）は、締約国は他の締約国の産品及びサービス並びに供給者に対して、「当該他の締約国以外の締約国の産品、サービス及び供給者に与えられる待遇」よりも不利でない待遇を与える旨規定している。したがってGPA締約国間の地域貿易協定で、GPAでカバーされる政府調達についてGPAより有利な待遇を約束した場合は、上記最恵国待遇条項により、その待遇がGPAのすべての締約国に付与される。

一方、上記最恵国待遇条項の規定によれば、GPA締約国と非締約国との間の地域貿易協定において政府調達に関する規定を設ける場合には、GPAに拘束されることなく、自由に内容を定めることができる。これは、GPAの規律が及んでいない政府調達市場の自由化につながり、意義が大きい。

（2）法的規律の概要

一般に、地域貿易協定において政府調達に関する規定を設ける場合は、GPAを準用するケースが多い。交渉上の主な論点は、内国民待遇、最恵国待遇、公平な調達手続、苦情申立て制度、民営化機関の適用除外、オフセット等である。我が国のこれまでのEPAでは、以下のように規定している。

①日シンガポールEPA

第11章に政府調達についての規定を設けている。ここでは、附属書VIBに掲げる両締約国の機関が行う附属書VIAに特定する産品及びサービスの10万SDR以上の調達について、一部の条項を除くGPAの規定を準用することが規定されている。なお、SDR（Special Drawing Rights）とは国際通貨基金（IMF）における特別引出権である。

GPAと異なる点は、最恵国待遇の規定がない点と、地方政府機関、建設工事等のサービスは適用対象外としている点である。

また、本協定では対象基準額をGPAの基準額である13万SDRから10万SDRに引き下げ、GPA上の義務を上回る内容を規定した。シンガポールはGPA加盟国であるが、シンガポールに対してのみ10万SDRを基準額として約束することは、GPAの最恵国待遇原則には違反しない。GPAは、「この協定で適用を受ける政府調達に係るものについて」最恵国待遇を与えることを規定しているので、GPAは我が国が同協定に約束している13万SDR以上の調達にしか適用されないからである。したがって、本協定の適用範囲の一部である10万SDR以上13万SDR未満の調達についての本協定に基づく

措置はGPAのルールに服さない。なお、日本国内においては、政府による自主的措置に基づき、法令上はGPA締約国を含むすべての第三国に対して10万SDRを基準額にすることにしている。

その他、附属書VII Bに掲げる機関が民営化された場合には、本章の規定は当該機関には適用しないこと、政府職員が政府調達に関する情報交換を行うことなどが規定されている。

②日メキシコEPA

第11章にGPAとほぼ同一の規定を設けている。ただし、最恵国待遇の規定はない。適用範囲に地方政府機関及び民営化された機関は含まれない。

メキシコはGPA非締約国であり、メキシコの政府調達制度においては、メキシコと自由貿易協定を締結している国の企業（以下「メキシコFTA国の企業」を、締結していない国の企業（以下「非メキシコFTA国の企業」）と差別的に有利に扱っている。入札価格の評価にあたって、メキシコ企業は、非メキシコFTA国の企業に比べて、その入札価格が10%ディスカウントされる制度があり、また、大規模な入札は「自由貿易協定の規定に従って行われる国際公共入札」として行われるが、この入札には、非メキシコFTA国の企業は参加することができない。このため日本の企業は不利な状況におかれていた。

日メキシコEPAにより、メキシコの政府調達において、日本企業も米国、カナダなどのメキシコFTA国の企業やメキシコの企業と同等の待遇を享受できることとなった。

③日マレーシアEPA

マレーシアはGPAの非締約国であるため、我が国はEPAにおいて政府調達に関する規定を設けるよう主張したが、交渉の結果、こうし

た規定を設けることはできなかった。

④日フィリピンEPA

フィリピンはGPAの非締約国であるため、同国の政府調達への規律の適用及び市場アクセスの確保を期待し、第11章において政府調達についての規定を設けた。

ここでは、(i)両締約国が政府調達に関する措置について、内国民待遇及び最恵国待遇の付与の重要性を確認し、(ii)一方の締約国が第三国へ有利なアクセス又は待遇を付与する際は、他方の締約国に同様の待遇を付与するための交渉に同意すること、(iii)本章の効果的な実施及び運用のために小委員会を設立すること、及び、(iv)両締約国における政府調達市場の自由化のために、遅くとも協定発効後5年以内に追加的な交渉を行う旨を定めている。

⑤日タイEPA

第11章において政府調達についての規定を設けている。タイはGPAの非締約国であるため、我が国がタイの政府調達制度についての理解を深め、将来的に国際水準に合致するよう協力を行い、その結果として日本企業が便益を得る環境が形成されることを期待し、本章を設置した。

具体的には、両締約国の政府調達に関する法令、政策、慣行及び現行の政府調達制度の改革についての情報交換、並びに本章の効果的な実施及び運用のための小委員会の設置について規定している。

⑥日チリEPA

第12章において政府調達についての規定を設けている。チリはGPAのオブザーバー国であり、同協定第17条の透明性の規律には従うものの、同協定の正規の締約国ではない。その

ため、同国の政府調達への規律の適用及び市場アクセスの確保を期待し、本章を規定した。

具体的には、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対する内国民待遇及び無差別待遇の付与、苦情申立て手続の設置、一方の締約国が政府調達市場へのアクセスに関する追加的利益を第三国に与える場合における他方の締約国との追加的交渉等について定めている。本章により、我が国企業は、チリにおける中央・州・県レベルの基準額以上の調達案件に内国民待遇及び無差別待遇で入札できることが担保され、また政府調達に関する問題が生じた際には苦情申立て手続を利用できることとなった。

⑦日ブルネイ EPA

ブルネイはGPAの非締約国であるため、我が国はブルネイの政府調達への規律の適用を期待し、同国とのEPAにおいて政府調達に関する独立章を設ける方向で検討していた。しかし、ブルネイ側から独立章化に強い難色が示されたため、交渉の結果、ビジネス環境整備章（第8章）において政府調達に関する諸原則を規定することとなった。

具体的には、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対する最恵国待遇の付与、政府調達に関する措置の透明性の増進及びその公正かつ効果的な方法での実施について、両締約国に努力義務を課している。

⑧日インドネシア EPA

第10章において政府調達についての規定を

設けている。インドネシアはGPAの非締約国であるため、我が国がインドネシアの政府調達制度についての理解を深め、将来的に国際水準に合致するよう協力を行い、その結果日本企業が便益を得る環境が形成されることを期待して、本章を設置した。

具体的には、日タイEPAと同様に、両締約国の政府調達に関する法令、政策、慣行及び現行の政府調達制度の改革についての情報交換、並びに本章の効果的な実施及び運用のための小委員会の設置について規定している。

(3) 評価

以上のように、これまで我が国が締結したEPAにおいては、日マレーシアEPAを除いて政府調達に関する条項を盛り込み、政府調達に関する規律の遵守や市場の自由化を相手国に約束させてきた。シンガポール以外の我が国のEPA相手国はGPA非加盟国であるため、我が国は、EPAにより初めてこれらの国々に政府調達市場の開放のための法的な規律をかけることに成功した。EPAごとに規律のレベルに差はあるが、これは我が国が相手国の政府調達市場の成熟度に応じて柔軟な姿勢を取ってきたためである。

今後の我が国のEPA交渉においても、相手国の政府調達市場の成熟度も考慮しながら、特にGPA非締約国に対し、政府調達に関する規律の遵守及び市場の一層の解放を求めていくことが望ましい。

<貿易円滑化>

(1) ルールの背景

WTOではDDAにおいて包括的なルールを

策定する交渉が行われているが（資料編第1章 VII. 貿易円滑化（シンガポール・イシュー）参

照)、他方で、日本が締結したEPAにおいては、経済連携を進める際には、二国間レベルで協力して個別・具体的な問題を解決し、貿易円滑化を促進することが重要であるとの観点から、税関手続の予見可能性、透明性の向上や税関手続の簡素化を図るための規定を設けるのが通例である。

(2) 法的規律の概要

基本的には、関税関係法令の公表等による税関手続の透明性の向上、国際基準への調和、情報通信技術の利用等による税関手続の簡素化等の規定が盛り込まれている。また、貿易の円滑化に向けた税関当局間の協力及び情報交換、税関当局間での小委員会の設置や、関税法令違反の防止を図るため、不正薬物、けん銃等の密輸入や知的財産権侵害物品の水際での取締りのた

めの税関当局間の協力・情報交換の推進についても規定されている（日シンガポールEPA第4章、日メキシコEPA第5章第3節、日マレーシアEPA第4章、日フィリピンEPA第4章、日タイEPA第4章、日チリEPA第5章、日ブルネイEPA第4章、日インドネシアEPA第4章）。

以上に加えて、日シンガポールEPA、日フィリピンEPA及び日タイEPAの貿易取引文書の電子化章においては、ペーパーレス貿易の実現・促進に関する意見・情報交換を通じた協力、ペーパーレス貿易に関する活動に従事する民間団体間の協力の奨励、そしてペーパーレス貿易の実現方策に関する両締約国の検討について規定されている（日シンガポールEPA第5章、日フィリピンEPA第5章、日タイEPA第5章）。

<図表6-1> これまでの我が国のEPAにおける税関手続関連規定の比較

	税関手続の迅速化	当局間の協力及び情報交換	一時輸入の手続簡素化	税関手続の透明性	小委員会
日シンガポールEPA	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和を行う（第36条）	本章の実施に関し税関当局間の情報交換を行う（第38条）	物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする（第37条）		（第39条）
日メキシコEPA	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和に対して協力して努力する（第50条）				
日マレーシアEPA	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第54条）	税関に係る事項に関し協力及び情報交換を行う（第56条） 協力は研修、技術支援、専門家派遣といったキャパシティビルディングを含む（第57条）	物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする（第55条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第53条）	（第58条）

日 フ ィ リ ピ ン E P A	税関手続を簡素化し、両締約国の税関手続の調和のために協力して努力するために、情報通信技術の利用、輸出入時の書類要求の簡素化、税関手続の国際標準への調和（第53条）	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続に関し、協力及び情報交換を行う（第55条）	物品の通過のための通関手続を引き続き容易にする（第54条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第52条）	（第56条）
日 タ イ E P A	税関手続を簡素化し、両締約国の税関手続の調和のために協力して努力するために、情報通信技術の利用、輸出入時の書類要求の簡素化、税関手続の国際標準への調和（第53条）	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続に関し、協力及び情報交換を行う（第55条）	物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする（第54条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第52条）	（第56条）
日 チ リ E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第57条）	禁関税法令の適正な適用を確保するため相互支援に努める（第58条、実施取極第2条）	物品の通過のための通関手続を引き続き容易にする（第54条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第52条）	（第60条）
日 チ リ E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第57条）	禁関税法令の適正な適用を確保するため相互支援に努める（第58条、実施取極第2条）	物品の通過のための通関手続を引き続き容易にする（第54条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第52条）	（第60条）
日 チ リ E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第57条）	禁関税法令の適正な適用を確保するため相互支援に努める（第58条、実施取極第2条）		自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第52条）	（第60条）
日 ブ ル ネ イ E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第51条）	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続に関し、協力及び情報交換を行う（第53条）	物品の通過のための通関手続を引き続き容易にする（第52条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第50条）	（第54条）
日 イ ン ド ネ シ ア E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第54条）	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続に関し、協力及び情報交換を行う（第55条）		自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第53条）	（第56条）